

都監第48号  
令和2年8月6日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美  
都城市監査委員 上之園 誠  
都城市監査委員 中田 悟

令和元年度都城市基金運用状況審査意見について

地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された令和元年度都城市各基金の運用状況を示す書類について審査したので、その結果について意見書を提出します。

# 令和元年度 都城市基金運用状況審査意見

## 第1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第241条第5項に基づく基金の運用状況審査

## 第2 審査の対象

令和元年度における審査の対象は、次のとおりである。

- ① 令和元年度 都城市物品調達基金
- ② 同 都城市土地開発基金
- ③ 同 都城市奨学資金貸付基金

## 第3 審査の期間

令和2年6月9日から同年8月6日まで

## 第4 審査の主眼及び方法

審査に付された各基金運用状況報告書及び関係書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。審査に当たっては、①運用状況報告書が自治法その他関係法令に則して作成されているか、②基金の運用状況に関する計数は正確か、③基金は設置目的に沿って有効に運用されているかなどに主眼を置き、各基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めるなどの方法により、実施した。

## 第5 審査の結果

審査に付された各基金運用状況報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また、計数も関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し正確であり、運用についても適正であると認められた。

## 第6 審査意見

### 1 物品調達基金

物品調達基金は、物品の集中調達を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に、自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたもので（都城市物品調達基金条例（平成18年条例第71号）第1条）、基金の額は、2,000万円である（同条例第2条）。

本年度末現在高は、預金29,680,559円及び物品452,028円（合計30,132,587円）で、基金の運用益は、10,132,587円（本年度末現在高の合計額30,132,587円－基金の額20,000,000円）となっている。

ところで、本基金における取扱いの内訳を見ると、複合機の管理に必要な「チャージ料」等の占める割合が約9割（85.7%）となっており、各課に共通する「物品」（消耗品等）の割合は僅かである。

「物品」について、自治法は、「公有財産」、「債権」、「基金」とともに財産の種類に掲げ（第237条第1項）、また、「物品」とは……動産……をいう（第239条第1項）と定義している（同項で「基金」に属する動産が「物品」から除かれているが、これは、「物品」に区分しないだけであって、動産であることに変わりはない。）。

一方、「チャージ料」は、役務の提供の対価である。そうすると、「チャージ料」は、「物品（＝動産）」の調達には当たらないと解される。「チャージ料」等が9割近くを占めている現状に鑑みれば、本基金の運用が、果たして設置の趣旨に沿っていると言えるか、疑問である。

次に、本基金は、昭和39年（東京オリンピック開催年）に設置されたものが基礎になっており、当時としては基金の設置に合理性があったものと考えられる。しかし、50数年を経過した今日においては、商品供給体制が高度に発達し、情報化・サービス化が進展しており、物品の集中調達の必要性も変化している。

基金の運用の実態及び物品調達の現状の変化を踏まえ、現状に即した効果的な物品調達等の方策について、早急かつ抜本的な見直しが求められる。

### 物品調達基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	25,671,040	27,669,048	23,659,529	29,680,559
物 品	687,768	17,300,721	17,536,461	452,028
合 計	26,358,808	44,969,769	41,195,990	30,132,587

## 2 土地開発基金

土地開発基金は、市が公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 1 条）、基金の額は、17 億 4,109 万 7,000 円である（同条例第 2 条第 1 項）。

本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円で、基金運用上生じた預金利子 118,867 円については、一般会計（基金運用収入）に収納されている。

土地の先行取得を目的として設置された本基金においては、平成 29 年度以降、本来の目的に沿った基金運用は行われていない。基金の額の見直しとともに、基金の在り方について検討する必要があるだろう。

### 土地開発基金運用状況

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	1,279,839,251	118,867	118,867	1,279,839,251
土 地	0	0	0	0
貸 付 金	461,257,749	0	0	461,257,749
合 計	1,741,097,000	118,867	118,867	1,741,097,000

### 3 奨学資金貸付基金

奨学資金貸付基金は、都城市奨学金条例（平成 18 年条例第 304 号）により、高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市奨学資金貸付基金条例（平成 18 年条例第 305 号）第 1 条）、基金の額は、9,890 万 4,426 円である（同条例第 2 条第 3 項）。

本年度末現在高は、預金 91,392,426 円及び貸付金 7,512,000 円（合計 98,904,426 円）で、本年度の新規貸付金は 840,000 円（7 人）、償還額は 2,524,000 円（49 人）となっている。

本基金は、「高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てる」ことを目的に設置されたもの（都城市奨学資金貸付基金条例第 1 条）であるが、本年度末の貸付割合（貸付金年度末現在高÷基金年度末現在高）は、僅か 7.6%となっており、また、基金の利用状況（貸付割合）は 10 年前（平成 22 年度）の約 5 分の 1 となっている（図参照）。本基金の利用拡大を図ることはもとより、向学心に富む若者の育成に活用する手段として、奨学金に充てる以外の方法を検討するなど、本基金のより有効的な活用方策が求められよう。

#### 奨学資金貸付基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	89,708,426	2,524,000	840,000	91,392,426
貸 付 金	9,196,000	840,000	2,524,000	7,512,000
合 計	98,904,426	3,364,000	3,364,000	98,904,426

